制限付き一般競争入札実施要領

第1 目的

制限付き一般競争入札の実施について、その手続を下記のとおり定める。

第2 対象工事

請負に付する額が250万円を超える工事とする。

第3 入札の公告

- (1) 所管部長等は福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号。以下「財務規則」という。) 第148条に基づき、各出先機関等事務所における掲示および入札情報サービスシステムへの 掲載の方法により公告する。
- (2) 入札の公告は、別添公告案による。

第4 入札参加資格

財務規則第149条の「入札に参加する者に必要な資格に関する事項」として次の事項を公告する。

- (1) 地方自治法施行令(以下「令」という。)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 経営状態および信用状態の良否
 - ア 県の競争入札参加資格が有ると決定された者であること。(工事種別および等級区分を明示する。)
 - イ 「福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止または指名除外を受けている期間中でないこと。
 - ウ 申請書の提出期間の末日において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もし くは特定退職金共済制度のいずれかに加入している者または退職一時金制度を有している 者であること。
 - エ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法に基づく再生手続きの開始の 申立てがなされている者でないこと。
- (3) 契約の履行についての地理的条件

営業所の所在地等からみて、当該工事を的確かつ円滑に実施できる体制が確保できること。

(4) 同種同程度の工事の実績の有無

当該工事と同種同程度の工事の施工実績があること。(個別の工事に応じてできるだけ詳細に明示する。)

(5) 技術者または技能者の状況

当該工事に配置を予定する監理技術者または主任技術者(以下「監理技術者等」という。) および現場代理人が適正であること。(個別の工事に応じて技術者の資格ならびに現場代理人 または監理技術者等としての経歴および同種の工事の経験等をできるだけ詳細に明示する。)

(6) その他必要な事項

第5 入札参加資格の決定

第4に規定する資格は、第20に規定する入札参加資格委員会の議を経て所管部長等が決定する。

第6 入札参加資格確認申請書および入札参加資格確認資料の提出ならびに受付

- (1) 一般競争入札に参加する者の入札参加資格を確認するため、参加希望者から所定の期限までに入札参加資格確認申請書(様式第1号。以下「申請書」という。福井県電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)による電子入札においては、電子入札システムによる様式とする。)および入札参加資格確認資料(以下「資料」と言う。)の提出を求めることとし、その旨を公告において明らかにする。
- (2) 申請書および資料は、公告において示す様式に従い作成し、提出方法については、公告において明らかにする。
- (3) 期限までに申請書および資料を提出しない者または入札参加資格がないと認めた者は、当該入札に参加できない旨を公告において明らかにする。
- (4) 公告において示す様式は、申請書については様式第1号に、資料については様式第2号、様式第3号および様式第3号の2に準じて作成する。
- (5)(1)の申請書および資料の提出期限は、原則として公告の日から起算して10日(福井県の休日を定める条例(平成元年福井県条例第2号)第1条に規定する休日(以下「休日」という。)を含む。)とする。
- (6) 申請書および資料の受付期間ならびに受付場所(紙入札に限る。)を公告において明らかにする。
- (7) 申請書および資料の受付期間は、公告の日から申請書および資料の提出期限までとする。
- (8) 申請書および資料の受付は、契約担当課(所)において行う。
- (9)(1)から(3)までおよび(6)に掲げる事項の他、必要な事項を公告において明らかにする。

第7 資料の内容

資料の内容は、(1)から(3)までとする。なお、資料の内容は、公告において明らかにする。

- (1) 同種同程度の工事の施工実績(様式第2号)
- (2) 配置予定の現場代理人および監理技術者等の資格、経歴、経験等(様式第3号)
- (3)機械の保有状況およびオペレータの配置(様式第3号の2)
- (4) その他必要な事項

第8 申請書および資料の作成説明会

- (1) 第20に規定する入札参加資格委員会の議を経て、申請書および資料の作成説明会を実施できる。
- (2) 説明会を実施する場合には、次に掲げる事項を公告において明らかにする。
 - ア 説明会を実施する旨
 - イ 説明会の実施日時および場所
 - ウ その他必要事項

(3) 説明会の実施日は、原則として、申請書および資料の提出期限の7日以前とする。

第9 入札参加資格の確認

- (1) 所管部長等は第20に規定する入札参加資格委員会の議を経て、入札参加資格の有無について確認を行う。
- (2)(1)の確認は、申請書および資料の提出期限日終了後速やかに行うものとする。
- (3) 所管部長等は確認の結果を、所定の期限までに通知するものとし、その旨を公告に明らかにする。
- (4)(3)の通知は、様式第4号または電子入札システムの様式により行う。
- (5) 確認を受けられなかった者に対してはその理由を付すとともに、所定の期限内に確認を受けられなかった理由について説明を求めることができる旨を通知する。
- (6)(3)の通知は、原則として申請書類および資料の提出期限日の翌日から起算して7日以内に 行うものとする。

第10 確認を受けられなかった者に対する理由の説明

- (1) 確認を受けられなかった者は、第9 (3) の通知をした日の翌日から起算して5日(福井県の休日を定める条例(平成元年福井県条例第2号)第1条に規定する県の休日を除く。)以内に確認を受けられなかった理由について説明を求めることができるものとし、その旨を公告において明らかにする。
- (2)確認を受けられなかった者が説明を求める場合は、書面を提出することにより行うものとし、その旨を公告において明らかにする。
- (3) 書面の提出先は、契約担当課(所)とするものとし、その旨を公告において明らかにする。
- (4) 所管部長等は(2) の書面の提出があった時は、原則として、(1) の説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとし、その旨を公告において明らかにする。
- (5) 所管部長等は説明を求めた者に入札参加資格があると認める場合には、第9(3)の通知を 取り消し、(4)の回答と併せて、改めて確認の通知を行う。
- (6) 所管部長等が(4) の回答および(5) の通知を行う場合は、第20に規定する入札参加資格委員会の議を経て行う。

第11 図面等の配布

- (1) 図面等は有償により配布するものとし、その旨を公告において明らかにする。
- (2) 図面等の配布期間、配布場所および配布方法を公告において明らかにする。
- (3) 図面等の配布は、公告後速やかに開始することとし、入札執行日の前日まで行う。
- (4) 図面等に対する質問書の提出があった場合は、その質問に対する回答書を閲覧に供するものとし、その旨を公告において明らかにする。
- (5) 質問書の提出は、受付場所への持参または郵送の方法により行い、電送によるものは受け付けないものとし、その旨を公告において明らかにする。
- (6) 質問書の受付期間および場所を公告において明らかにする。
- (7) 質問書の受付期間は、原則として設計図書の配布を開始した日の翌日から、入札執行日の5日前までとする。

- (8) 質問書の受付場所は契約担当課(所)とする。
- (9) 質問に対する回答書の閲覧期間および場所を公告において明らかにする。
- (10) 質問に対する回答書の閲覧は、原則として、質問書の提出期限日の翌日から起算して2日後までに開始、入札執行の前日に終了する。
- (11) 質問に対する回答書の閲覧場所は、契約担当課(所)の指定する場所とする。

第12 入札の執行

- (1) 入札書受付期間、開札日時および開札場所を公告において明らかにする。
- (2) 入札の執行に先立ち、電子入札における紙入札者については、所管部長等が入札参加資格があることを確認した旨の通知書の写しを入札参加者に提出させるものとし、その旨を公告において明らかにする。
- (3)入札は、原則として電子入札システムによるものとし、その旨を公告において明らかにする。

第13 工事費内訳書の提出

- (1) 工事費内訳書の提出を求める工事については、第1回の入札に際し提出を求めることとし、 その旨を公告において明らかにする。
- (2) 工事費内訳書には、数量、単価、金額を記載することし、その旨を公告において明らかにする。
- (3) 工事費内訳書は、確認の後、発注機関において保管することとし、その旨を公告において明らかにする。
- (4) 工事費内訳書は、参考資料として提出を求めるもので、入札および契約上の権利義務を生じるものではないことを公告において明らかにする。

第14 入札保証金および契約保証金

入札保証金および契約保証金は財務規則第152条から第154条まで、ならびに第171条 および第172条の規定に基づき納付させることとし、公告において明らかにする。

第15 契約書作成の要否

契約書作成の要否を公告において明らかにする。

第16 議会の議決

- (1) 本件工事に係る契約が、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例(昭和39年福井県条例第1号)第2条に該当する場合は、落札後仮契約を締結するものとし、議会の議決を経たとき、当該契約を本契約とみなす旨を公告において明らかにする。
- (2) 仮契約締結後、議会の議決までの間に、仮契約を締結した者(共同企業体にあってはその構成員の1)が入札参加の資格制限または指名停止措置を受けた場合、県は仮契約を解除し、本契約を締結しないことができるとともに、一切の損害賠償の責を負わない旨を公告において明らかにする。

第17 支払条件

前払金、年割等について記載する。

第18 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者、当該資格の有無に係る審査の申請において虚偽の申請を行った者ならびに工事入札心得、電子入札運用基準において示した条件その他あらかじめ公告等において示した条件に違反した者のした入札は無効とする。また、確認を受けた者であっても、申請書提出後入札までに指名停止を受けた者および入札時点において第4の入札参加資格のない者のした入札は無効とすることとし、その旨を公告において明らかにする。

第19 入札結果等の公表

入札結果等の公表は、落札者の決定後に行う。

第20 入札参加資格委員会

- (1)入札参加資格委員会は、所管部長等、企画幹、技幹および他所管部長等が指定する者をもって構成する。
- (2) 入札参加資格委員会は次に掲げる事項を審議する。
 - ア 入札参加資格に関する事項
 - イ 入札参加資格確認資料説明会および資料のヒアリングの実施の必要性の有無
 - ウ 入札参加資格の有無
 - エ 入札参加資格がないと認めた者からの理由の説明への対応
 - オ その他必要な事項

第21 その他

- (1) 落札者が第7(2) の資料に記載した配置予定の技術者が、当該工事の現場に配置されるよう措置すること。
- (2) 関係法令、福井県財務規則、福井県電子入札運用基準、同運用要領、入札説明書、工事入札 心得、契約書案および福井県工事請負契約約款を遵守すべきことを公告において 明らかにする。
- (3) 不明な点についての問い合わせ先を明記する。

(附則)

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成10年5月26日から施行する。

(附則)

- 1 この要領は、平成18年5月1日から施行する。
- 2 施行日前に公告を行った入札の手続については、なお従前の例による。

(附則)

- 1 この要領は、平成19年5月1日から施行する。
- 2 施行日前に公告を行った入札の手続については、なお従前の例による。 (附則)
- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 施行日前に公告を行った入札の手続については、なお従前の例による。 (附則)
- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 施行日前に公告を行った入札の手続については、なお従前の例による。